

児童養育家庭ホームヘルパー派遣のしおり

【産前・産後ホームヘルパー派遣を含む】

児童を養育している家庭、もしくは妊娠中の方がいる家庭で、家事等を行うことが困難となった場合に、一定の期間、ホームヘルパーを派遣して家事の援助をします。

- 1 対象になる方
墨田区に住所がある、義務教育終了前の児童を養育している家庭の保護者、もしくは妊娠中の方。
- 2 派遣要件
一時的疾病（けがも含む）等
産前・産後の期間
親族等の冠婚葬祭に出席するとき
ひとり親家庭（義務教育終了までの児童を養育している場合）
- 3 援助内容
食事の世話、住居の掃除・整理整頓、衣服の洗濯・補修、買い物、その他の家事援助
- 4 派遣期間（日曜日、祝日を除く）
申請のあった翌日から3か月以内
出産の場合 産前：分娩予定日前1か月の間で10日間以内
産後： 出産退院後1か月の間で10日間以内
- 5 業務時間
午前7時から午後7時までの間の8時間以内の必要な時間
出産の場合：1日の業務時間は4時間以内
- 6 負担金
下表に定める区分に応じた自己負担金がかかります。

階層区分		負担額（1時間あたり）	
		通常時間内	通常時間外
A	生活保護世帯等・区民税非課税世帯	0円	0円
B	区民税均等割のみ課税世帯	450円	500円
C	その他の世帯	900円	1,000円

通常時間内：月～金曜日の午前9時～午後5時

通常時間外：午前9時以前、午後5時以降、土曜日

婚姻歴のないひとり親で児童扶養手当を受給していて、寡婦（夫）控除をみなし適用した場合、住民税が非課税となる場合があります。

利用日の前日（前日が土・日・祝日・年末年始にあたる場合は、その前の平日）午後5時以降のキャンセルについては、当日利用予定の時間分のキャンセル料が発生します。

- 7 申込みに必要なもの
申請者の健康保険証等(本人確認書類)
要件に該当することを確認できる書類等(出産の場合は親子健康手帳(母子手帳))

[申込み・問合せ先]

墨田区子育て支援総合センター

〒131-0046 墨田区京島1-35-9-103 電話：03-5630-6351 FAX：03-5630-6352